

令和2年第3回安城市議会定例会請願文書表

令和2年9月1日

番 号	請 願 第 1 6 号	受理年月日	令和2年8月21日
件 名	安城市自治基本条例の各条文について質問に答えていただくことを求める請願2		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
要 旨	請願の趣旨 自治基本条例は市民参加、市民協働を促進し、市長、議会、議員、住民が共に協力してより良いまちづくりをめざすことを目的とした市の最高規範、市の憲法と認識しています。 ここで、私達は本条例について多くの点で疑問を持つことになり、本条例と議会基本条例の趣旨、及び議会基本条例第5条2に従い意見交換会を大屋明仁議長様に求めたところ、各議員個別に対応してほしいとのご指示を受け、今年7月にそれら疑問への説明を求めて書面で議員の皆さまに質問書を提出させていただきました。 しかし、どうしたことか条例を遵守すべき議員さんからは全く回答がありませんでした。市の最高規範、憲法である本条例、及び議会基本条例の遵守をお願い申し上げます。 ここに、日本国憲法 第16条（請願権）、地方自治法 第124条（請願の提出）、自治基本条例第6条、第9条1、第10条2、第11条、第24条2と3、議会基本条例第2条3、第3条2と5項等に基づき、以下の質問全てに対して、法的、論理的、客観的な根拠を基にした明快な説明をお願いし、『説明責任』（議会基本条例 第3条5項）を果たしていただくことを求めます。 ○質問1・・・第3条(3)市民参加及び解説 1、これは危険！市の施策の企画立案に市民が主体的にかかわり、行動すれば大変なことになるのではないですか？実際、市長や市職員は施策の企画立案から市民を参加させていないと思われませんが、本条例違反の市政運営をしていることになりませんか？たとえ主体的にかかわるとしても、それは市民ではなく納税者であり有権者である『住民』ではないですか？ 2、解説について、市政運営には市民の意向ではなく、納税者、有権者である『住民の意向』を反映させるべきではないですか？安城市は誰のものですか？ 3、市民（市外の人や外国人等）が責任を持って主体的、つまり主体ですから市長や議員より中心となって責任ある意見を述べてくれるのですか？そもそも、なぜ条例で意見の責任を問われないといけないのですか？その理由を教えてください。 ○質問2・・・第3条(4)協働及び解説 1、市民の役割及び責任とはなんですか？ 2、憲法で国民の義務は示されており、なぜ市民は新たに役割と責任を条例で指示・命令されないといけないのですか？憲法の範囲を超えており憲法違反ではないですか？ ○質問3・・・第3条(5)まちづくり及び解説 1、地方自治法第2条14項より『住民福祉の増進に努める』ことが地方公共団体の役割であり、法律の範囲を超えていませんか？ 請願事項 質問について、法的、論理的に詳しくお答えください。なお、私達の質問内容に疑問があれば誠実に回答する予定です。総務企画常任委員会の請願審査日を除き、7日前までに私達に届くよう、その内容を文書にて、議会事務局経由でお寄せいただくことを希望いたします。またメールでの回答をする場合のためにアドレスの明記をお願いいたします。		